

【資料】

明治法律学校出身の代言人群像——至明治二六年——

村 上 一 博

目 次

A 代言人研究史と本稿の目的

B 明治法律学校出身の代言人たち

A 代言人研究史と本稿の目的

弁護士（明治二六年五月以降）⁽¹⁾の前身である代言人が初めて合法化されたのは、明治五年八月の「司法職務定制」（太政官無号達）によってである（民事訴訟のみ）。しかし、代言人としての資格要件については、具体的な制限を設けなかったため、いわゆる公事師的「三百代言」が横行する事態を許すこととなった——その実態については未だ不明な点が多い——。ただし、明治七年六月に島本伸道・寺島富栄らによって大阪北洲舎が設立されて以降は、東京・大阪を中心として各地に代言学舎が創設され、その出身者ら——旧来の公事師とは全く異質なもの——が代言業務に携わるケ

スが徐々に浸透していったものと推測される。「三百代言」の弊害是正を目的として、代言人の資格について、検査による免許制が導入されたのは、明治九年二月の「代言人規則」(司法省甲第一号布達)によってである(明治一三年五月改正)⁽²⁾。その後、明治一二月七月に刑法・治罪法が公布され(太政官第三六・三七号布告)、その施行をうけて、漸く明治一五年一月から刑事弁護が開始されることとなる。

こうした代言人らの経歴やかれらの果たした社会的役割については、旧くは奥平昌洪著『日本弁護士史』⁽³⁾があり、近年では、講座『現代の弁護士』所収の諸論稿をはじめ、森長英三郎・手塚豊氏らによる研究がある⁽⁴⁾。さらに『東京弁護士会史』(一九三五年)・『大阪弁護士会史稿(上・下)』(一九三七年)を初めとする各地弁護士会史の編纂作業も継続的に行なわれており、新たな資料発掘が報告されている。

しかし、自由民権運動関係を除けば、研究の対象となっている代言人は、ともすれば、代言学舎、東京大学法学部や司法省法学校出身の著名な人物が中心であるとの感は否定しがたい⁽⁵⁾。東京大学法学部・司法省法学校出身の代言人のほとんどは、いわゆる無試験免許代言人であるが⁽⁷⁾、かれら無試験免許代言人の数は、弁護士法施行までで一七三名(このうち、法学士は七〇名)にすぎず、当時の代言人界全体に占めた数的割合は低い。

これに対して、明治一〇年代中頃から、主要な代言人供給源となるのが、諸私立法律学校であり⁽⁸⁾、なかでも、明治法律学校は、明治一四年一月の開校以来、最多の免許代言人を輩出したことで知られる⁽⁹⁾。明治九年一五年の各年次における代言人試験の及第者総数に占める、明治法律学校(在学生十卒業生)出身の及第者数の割合をみると、平均4割弱に達している[図表A]⁽¹⁰⁾。また、明治三〇年末までの東京府下の各法律学校卒業生の就職状況一覽によっても、明治法律学校出身の弁護士は一九〇人を数え、東京法学院(現在の中央大学)が一四三人でこれに続く、総数四六五人中の約4割を占めていたことが知られる[図表B]。

[図表 A] 代言人免許取得者
および試験及第者数

(単位；人)

	代言人 免許者数	無試験 免許者数	代言試験 出願者数	全 及第者数	明治法律学 校及第者数	
明治9年	174		439	193	} 55 (15-17年) 18 18 13 16 23 58 85 37 323 (35.7%)	
10年	457		447	329		
11年	577		244	198		
12年	677	3	163	149		
13年	799	1	1112	181		
14年	818	2	1544	137		
15年	914	5	1584	115		
16年	1015	2	2091	82		
17年	1029	2	2311	62		
18年	1060	1	1468	51		
19年	1037	2	939	30		
20年	1051	2	606	35		
21年	1120	49	1132	41		
22年	1075	10	1803	※50		
23年	1345	16	2113	132		
24年	1233	20	1984	201		
25年	1423	25	1906	108		
26年	1594	33				
総計		173	明治15年 以降の総数	905		323 (35.7%)

注) ※奥平本では50名、司法沿革誌では51名

右のように、明治法律学校（明治大学）は、明治期の在野法曹界において—ここでは、とりあえず、輩出数だけをとってみても—重要な位置にあり、そのため、『明治大学百年史』の編纂過程や明大法曹会においても、明治法律学校（明治大学）出身の代言人の研究は徐々に蓄積されてきた。⁽¹¹⁾にもかかわらず、人数の多さに加え、活動の全国的広がり、と質的多様性のゆえに、未だ全体像の解明には至っていない。『百年史』の編纂を終えた今日、継続的な調査の必要が痛感される場所である。⁽¹²⁾言うまでもないが、この問題は、一私学の歴史的社会的意義づけにとどまらず、ひいては、在野法曹の法思想とその実践活動を通して日本近代法の確立過程を考察する視角とも繋る重要な課題である。

さて、これまでの研究によって、明治法律学校（明治大学）出身の代言人の姓名および履歴は、どの程度明らかになっているのだろうか。

まず、(a) 『明法雑誌』一五号（明治一九年五月発行）に、明治一九年五月現在の校友代言人名簿として三九名の姓名（履歴の記述などはない）が掲載されている。⁽¹³⁾ (b) 宮川康「明治法律学校卒業生一覽表（明治十五年十月より明治二十一年六月迄）」⁽¹⁴⁾からは、五一名の代言人が確認できる。(c) 由井常彦「明治法律学校卒業生の調査」⁽¹⁵⁾—この論文は、田中重作編『日本現今人名辞典』（現今人名辞典発行所、明治三四年）・古林亀治郎編『実業家人名辞典』（東京実業通信社刊、明治四四年）などの人名録に依りながら、明治一五年—三七年までの卒業生について、主に産業・実業界での経歴を辿ったもの—は、一七名の代言人を紹介している。

これらの研究から、相当数の代言人の姓名と、若干名の経歴は明らかにしたが、およそ全容の解明には程遠いと言わねばならない。そこで、本稿では、各種の代言人（弁護士）評伝集や司法官履歴集の中から、明治法律学校出身（卒業に至らなくとも一時期を明治で学んだ者を含む）の代言人を抜き出し、内容を要約して簡単な略歴を記してみた。依拠した主な文献は、以下の一九冊である。⁽¹⁶⁾⁽¹⁷⁾

代言人（弁護士）評伝集

- ① 小林謙次郎編 『大阪事件弁護士評判記』（明治二〇年一〇月、大阪・小林謙次郎）
- ② 三田六太郎著 『大阪組合代言人公評録』（明治二〇年一〇月、大阪・探穴堂）
- ③ 日下南山子編著 『日本弁護士高評伝』（明治二四年八月、東京・誠協堂）
- ④ 北村竹次郎著 『近江代言人評判記』（明治二五年一〇月、大津・天怒閣）
- ⑤ 細川要三編 『兵庫県弁護士列伝』（明治二六年一〇月、神戸・朝岡鎮太郎）
- ⑥ 倉沢瓶城著 『栃木県弁護士列伝』（明治二七年三月、東京・倉沢瓶城）
- ⑦ 東恵雄編 『明治弁護士列伝』（明治三二年八月、東京・周弘社）
- ⑧ 越山茂太郎著 『近畿弁護士評伝』（明治三三年一二月、大阪・潜龍館）
- ⑨ 岩本磐門・山根真治郎編 『菊あはせ—法曹の片影—』（上）（明治四二年一二月、東京・無射会）
- ⑩ 奥平昌洪著 『日本弁護士史』（初版・大正三年一月、有斐閣、復刻版・昭和四六年二月、巖南堂）
- ⑪ 浅田好三編 『日本弁護士総覧』（第一卷）（明治四四年八月、東京法曹会）
- ⑫ 浅田好三編 『日本弁護士総覧』（第二卷）（明治四四年一二月、東京法曹会）
- ⑬ 浅田好三編 『日本弁護士総覧』（合本）（大正二年一二月、東京法曹会）
- ⑭ 浅田好三編 『日本弁護士総覧』（合本）（大正四年八月、東京法曹会）

司法官履歴集

- (1) 『帝国法曹大観』（大正四年）
- (2) 『帝国法曹大観 改訂増補』（大正一一年）

- (3) 『御大札記念 帝国法曹大観 改訂三版』(昭和四年)
 (4) 『大日本法曹大観』(昭和一年)
 (5) 『大日本司法大観』(昭和一年)

司法官履歴集は、大正四年以降の在職者について、しかも主要な経歴を記載しているにとどまる。また、代言人(弁護士)評伝集の記事内容は、代言人の人物像についての簡単な素描にとどまるものから、経歴や代言活動の詳細に及ぶものまで、種々雑多であり、また、中には、すでに⑦のように『明治大学百年史』などでしばしば参照されているものもある。とはいえ、そのほとんどは今日ではいわゆる稀覯本に属し、記述内容がいかに簡単なものであっても、当該代言人の人と法思想を知る手掛かりを提供してくれるという意味で貴重な資料である。なお、これらの文献は、

①⑩⑬を除いて、『日本法曹界人物事典』(全九巻、ゆまに書房、一九九六年)に収録しておいたので、参照されたい。

以下、明治法律学校出身の代言人を、奥平昌洪著『日本弁護士史』(一九一四年)巻末の「代言人免許年度一覧表」あるいは東京・大阪の弁護士会史などから代言免許取得年と取得地を―弁護士法施行後は、明治二六年六月二五日現在の弁護士名簿(磯野新『帝国弁護士法付属令 付・帝国弁護士録』明治二六年七月刊)で―確認し、年代順に配列した。また、卒業年については、三島駒治編『九大法律学校大勢一覧』所収の「卒業生姓名」などを参照した。

本稿で確認しえた明治法律学校出身の代言人は、明治大学関係者にはすでに周知の斉藤孝治・井本常治らを含め、一二名にすぎない。前掲「図表A」によれば、代言試験及第者総数は三三名を数えているが、そのすべてが代言人となった訳ではなからう。(ア)免許は一年更新で、しかも一〇円という高額の免許料を要したこと、(イ)明治一八年以降は判事検事登用試験が開始され、代言試験に及第したものの、判事検事登用試験にも及第したため、代言免許を取得せず―あるいは取得しても、代言営業せずに任官した者が相当数あったと推測される。このような事情を勘

案すれば、本稿で確認しえたのは、実際に代言業を営んだ者の約四七割といった程度であらうか。もつとも、五〇名弱については、姓名・出身地・代言免許取得年月などを知りえたにすぎず、経歴・人物像あるいは代言活動などの詳細は不明である。ともあれ、思わぬ脱漏や誤解を犯してはいないかと惧れている。諸賢のご教示をえて、今後、順次増補訂正していきたい。

注

- (1) 「弁護士法」は、明治二六年三月公布（法律第七号）、五月一日施行。なお、同法の施行にともない、同年四月「弁護士名簿登録規則」（司法省令第五号）が定められた。
- (2) 明治九年「代言人規則」では、免許は、各裁判所ごとに一年限りで、免許料は一〇円、明治一三年「改正代言人規則」では、一年限りで、一〇円の免許料という点に変化はないが、裁判所の別をなくし、組合の創設とそこへの加入が強制された。
- (3) 奥平昌洪著「日本弁護士史」（初版・有斐閣、一九一四年一月、復刻版・巖南堂、一九七一年二月）。
- (4) 特に、古賀正義「日本弁護士史の基本的問題—日本資本主義の発展過程と弁護士階層—」（講座「現代の弁護士」第3巻・古賀編「弁護士の業務・経営」日本評論社、一九七〇年）および、大野正男「職業史としての弁護士および弁護士団体の歴史」（講座「現代の弁護士」第2巻・大野編「弁護士の団体」日本評論社、一九七〇年）、参照。
- (5) 森長英三郎「裁判 自由民権時代」（日本評論社、一九七九年）・「新編史談裁判」（全四巻）（日本評論社、一九八四年）・「日本弁護士列伝」（社会思想社、一九八四年）など、手塚豊「自由民権裁判の研究」（上・中・下）（慶応通信、一九八二—三年）など、多数。特に自由民権運動に果たした代言人の役割については、色川大吉・井上幸治氏らの一連の研究や、鶴巻孝雄「近代化と伝統的民衆世界」（東京大学出版会、一九九二年）を参照。
- (6) 潮見俊隆編著「法セミ増刊『日本の弁護士』（日本評論社、一九七二年）など。
- (7) 無試験免許代言人については、拙稿「近代日本の在野法曹とその評伝」（「日本法曹界人物事典」〔全九巻〕別巻、ゆまに書房、一九九六年）四七頁以下、参照。無試験免許代言人は、東京大学法学部卒の「法学士」だけでなく、司法省法学校正則科卒の「法律学士」、同速成（変則）科卒業生、元司法省付属代言人、および「法学博士」の五種である。
- (8) 本稿では、検討の対象を「在野法曹、しかも明治二六年以前の「代言人」に限定したが、明治法律学校出身の「弁護士」および司法官（判事および検事）についても、別稿で、あらためて考察する予定である。

ちなみに、司法官と弁護士試験が統一されるのは、一九二二(大正一一)年のことである。

- (9) 明治大正期において法曹界に於ける明治法律学校の位置について、詳細は『明治大学百年史』第三卷通史編Ⅰ(明治大学、一九九二年)、とくに、一一二頁以下・三三三頁以下・三八二頁以下および五八七頁以下を参照。

ちなみに、長年にわたって私学トップの座を誇ってきた、判事検事登用試験および弁護士試験の合格者占有率は、大学昇格後の学内紛争の煽りを被って、一九二〇年頃から、急速に低落していくことになる(福井淳「戦前期明治大学における学生対策——一九二〇年—三五年を中心として——」、『明治大学史紀要』7、一九八八年九月、三三三頁以下、参照)。

- (10) 代言人総数および合格者数は、ここでは一応、司法省編纂『司法沿革誌』と奥平昌洪著『日本弁護士史』(一三七—一三七二頁)に、また明治法律学校(明治大学)在学生と卒業生の合格者数は、前掲『明治大学百年史』第三卷通史編Ⅰ(二二—三三・三八五・五九二頁)に従っておく。

- (11) 例えば、中村雄二郎「草創期における明治法律学校」(法律論叢別冊『明治法律学校における法学と法学教育』一九六六年、の中村著「近代日本における制度と思想」未来社、一九六七年、所収)、同「明治十年代における代言人と明治法律学校」(『明治大学史紀要』1、一九八一年)、渡辺隆喜「明治法律学校と自由民権運動」(『同書』)、福井淳「嚶鳴社と私立法律学校」(『明治大学史紀要』4、一九八四年)、中村文也・嘉村孝「明治法律学校創立のころ」(『明治大学法曹会創立三十年誌』同記念事業、一九九一年、所収)など。

- (12) 特筆すべきことに、法政大学では、大学史資料委員会(議長・飯田泰三氏)により、創立以来の、役員・教員さらには校友(法曹にとどまらない)についての文献資料の収集を、全国規模で、精力的に続けている(『法政大学史資料集』第一五集以下「法政大学人物誌」特集号)。

- (13) 『明治大学百年史』第一巻史料編Ⅰ、一九八六年、一四一—一四二頁。
 「明治法律学校校友規則並表」(明治一五年二月創定)によれば、「校友」の資格要件は、①教則に定める全科目を卒業した者、および②塾監又は部長であった者(第一条)に加えて、③三年以上本校生徒の身分を有し、法律または経済学で身を立て、主任者および常議員の決議をへた者(第二条)とされている(『同書』一二七—一二八頁)。

- (14) 前掲・法律論叢別冊『明治法律学校における法学と法学教育』付録、二七—三八頁。

- (15) 『明治大学史紀要』3、一九八三年、一一—二二頁。

- (16) 明治大正期の代言人列伝については、森長英三郎「代言人・弁護士伝記書誌」(前掲『日本弁護士列伝』)、および前掲・拙稿「近代日本の在野法曹とその評伝」を参照。

- (17) なお、国会議員や著名名人一般を扱った評伝集、例えば、明治期に限っても、大久保利夫編『衆議院議員候補者列伝(一・二)』(明治三三年刊)、武部辨次郎・山田俾著『在野名士鑑(一・二)』(明治二五・二六年刊)、久保田高三編『百家高評伝(一・二)』(明治二六・二七年刊)、日本力行会編『現今日本名家列伝』(明治三六年刊)などに代言人が多数収録されている。しかし、本稿では、とりあえず、公刊されている法曹プロパーの評伝集に限定することとした。
- もっとも、奥平昌洪著『日本弁護士史』は、純粹な列伝とは言い難いが、同書には約八〇名の代言人の小伝が収載されているため、森長氏に倣って、列伝の範疇に加えた。
- (18) 齊藤孝治については、明治大学歴史編纂資料室報告第六集『成立期明治大学関係者略伝』六六・七三頁、および前掲『明治大学百年史』第三卷通史編I・八八・八九頁、井本常治についても、前掲『明治大学百年史』第三卷通史編I・四三三頁以下、など参照。

B 明治法律学校出身の代言人たち

明治一二年代言免許

- 1 小島相陽〔長野県平民〕(校友、於…埼玉) ①(a)

明治一三年一二月代言免許

- 2 鷺田義則〔山形県士族〕(校友、於…東京) ①(a)

明治一四年八月代言免許

- 3 山村治(次?)三郎〔滋賀〕(卒?、於…滋賀) ①④

甲賀郡水口村生れ（年月日不明）。明治法律学校に二年在学、帰郷して代言免許を取得し、大津下百石町において代言事務所を開業する。二二年、甲賀郡より県会議員に選出されたほか、前後数回、大津代言人組合会長および同副会長となる。無類の花好きで、遠州流の蘊奥を極めた風流家であつたらしい。

明治一五年一月代言免許（一四年度出願）

4 安（阿？）部 遜「福岡県士族」（卒？、於…東京） } (a)

5 太（大？）田 鐵吉「愛知県士族」（卒？、於…長野） } (a)

6 桑田房吉「兵庫県平民」（卒？、於…東京） } (a)

7 斎藤孝治「東京府平民」（明治一五年一〇月卒、於…東京） } (a)・(b)・(3)・(7)・(11)

北総古河の人。安政三年二月四日生れ。明治五年士族の食禄奉還の令を受けて上京、鴻儒亀田篤谷の塾に学ぶ。一一年講法学会に入り、一四年明治法律学校が創立されるや、その塾監となる（一四年一月—一五年二月）。秩父事件はじめ疑獄難件の弁護を担当し、「今や都下流行家の一人」(3)、「文明の良状師として其盛名噴々」と評される。列伝はいずれも、その人物について、「豪邁倜儻にして勇決果敢」、「俠骨廉直にして博愛慈仁」、「清節堅操にして誠忠優粹」(3)、まさに「当世澆季の俗求めて得べからざるの一孤鶴哉」(7)と賛辞を惜しまない。

8 村上 純「熊本県平民」（卒？、於…東京） } (a)

明治一六年一月代言免許（一五年度出願）

9 小久保長吉「埼玉県平民」（卒？、於…千葉） } (a)

- 10 西垣正吉〔熊本県士族〕(卒?、於:水戸) } (a)
 11 平松福三郎〔三重県士族〕(明治一五年一〇月卒、於:東京) } (a)(b)(c)・③

安政五年三月、勢州桑名生れ。藩主の設立に係る桑名義塾に学び、塾長となる。明治一三年上京し、明治法律学校に入る。代言免許を得て、まず沼間守一の代言事務所で二年経験を積み、のち独立。関与した代表的事件は、山形県西置賜郡十王村の秣場争論(一七年頃)など。嚶鳴社、改進黨に所屬。「君人と為り公直端嚴、其事を処するや清廉潔白、其物を断するや迅速果敢……温厚篤実の君子」と言う。

- 12 山田 武〔栃木県士族?〕(卒?、免許:東京) } ⑥

那須郡太田原生れ(年月日不明)。宇都宮で代言を開業し、横行していた三百代言による健訟の弊を除去するに与かつたと言う。下野新聞社の朝憲紊乱事件の弁護などを担当。宇都宮代言組合会長や県会議員(改進黨)を歴任。

明治一六年七月代言免許

- 13 高橋安爾〔宮城県平民〕(明治一五年一〇月卒、免許:浦和) } (a)(b)
 14 長野昌秀〔新潟県士族〕(卒?、免許:長野) } (a)
 15 平岡萬次郎〔兵庫県平民〕(明治一六年三月卒、免許:東京) } (a)(b)
 16 森 忠三〔兵庫県平民〕(明治一六年三月卒、免許:水戸) } (a)(b)
 17 山口 憲〔福井県士族〕(明治一五年一〇月卒、免許:東京) } (a)(b)・⑦⑩⑫⑬

文久二年一〇月二十九日、越前国南條郡武生町生れ。廃藩のため就学の由なく職工の徒弟となるが、明治一四

年上京し、代言人中島又五郎に倚り、明治法律学校に学ぶ。全国最年少（二二才）代言人となる。一七年一月より新潟県新発田で代言事務を開業。二二年一〇月、東京に帰る。民事訴訟の熟練家として称揚される「天下屈指の誉髦士なり」⑦と言う。

18 山谷虎三「岡山県平民」（明治一五年一〇月卒、免許：東京） } (a)(b)

19 山脇鋭郎「兵庫県士族」（明治一五年卒？、免許：大阪） } (a)・⑧

安政三年八月、播州姫路生れ。一六才にして藩命に依り、ドイツ学専攻のため上京し、大学南校に入るが、病を得て一旦帰郷する。法学の志を立てて再度上京。講法学会を経て、草創期の明治法律学校に学ぶ。一四年自由党創立に参加するが、のち離籍し、憲政党に入る。

明治一七年一月代言免許（一六年度出願）

20 辻村共之（『金八？』「埼玉」（卒？、免許：東京） } ⑧

安政六年四月、旧旗本矢野某の第二子として生れる。幼にして、埼玉県北足立郡の大庄屋辻村彦八に養われ、東京専修学校で経済学を、明治法律学校・大学予備門などで法学を学ぶ。明治一八年（？）の代言試験に及第し、翌年二月東京神田五軒町で代言を開業、のち大阪に移る。埼玉県会議員・同議長などを歴任。（奥平「代言人免許年度一覧表」の一八年度で名を確認できない。同一一覧表には、一七年一月免許取得者として辻村金八の名が見える。一応ここでは同一人物と推定した。）

21 依田銈次郎「兵庫県士族」（明治一五年一〇月卒、免許：千葉） } (a)(b)

明治一七年八月代言免許

22 永尾作十郎〔長崎県士族〕(明治一五年一〇月卒、免許・大阪) } (a)(b)・⑤

安政六年六月、長崎県高来郡北諫早村生れ。明治一二年に上京し、神田茂松法学校を経て、草創期の明治法律学校に入る。卒業後、大阪で代言試験に及第するも、一八年神戸に転居し、二四年以来神戸代言人組合会長となる。

23 栗田裕次郎〔岐阜県平民〕(卒?、免許・大津) } (a)

24 豊田鉦三郎〔三重県士族〕(卒?、免許・東京) } (a)

25 深江廣太〔長崎県士族〕(明治一七年七月卒、免許・東京) } (a)(b)

明治一八年一月代言免許(一七年度出願)

26 新井常蔵〔埼玉県平民〕(明治一七年七月卒、免許・東京) } (a)(b)

27 大野清茂〔高知県士族〕(明治一六年三月卒、免許・高知) } (a)(b)

28 小笠原久吉〔長野県平民〕(明治一七年七月卒、免許・東京) } (a)(b)・③

信陽小諸生れ(年月日不明)。林和一とともに小笠原島兇徒疑獄事件の弁護にあたる。あえて政治に関与せず、波濤の雄弁を奮って喝采を博するよりも「精を尽し微を挾して法律の蘊奥を叩き人事の変乱を正すに理の直を以てせんとする」人と言う。

29 野口本之助〔埼玉県平民〕(卒?、免許・東京) } (a)

30 林 民五郎〔群馬県平民〕(明治一七年一月卒、免許・前橋) } (a)(b)

明治一八年八月代言免許

- 31 佐藤新蔵「岩手県平民」(明治一七年一月卒、免許：東京) } (a)(b)
- 32 志津野宗方「愛知ないし福岡県士族」(明治一七年七月卒、免許：東京) } (a)(b)
- 33 柴田森作(策?)「大分県士族」(明治一七年七月卒、免許：大分) } (a)(b)
- 34 島田棋蔵「鳥取県平民」(明治一七年七月卒、免許：札幌) } (a)(b)
- 35 杉崎文蔵「大分」(卒?、免許：栃木) } ⑥
- 萬延元年閏三月二三日、豊後国舊岡生れ。生家は世々儒家として藩校由学館の教官。明治一一年九月大分県師範学校を卒業して小学訓導となるも、代言人たらんと意を決して上京、東京法学舎・明治法律学校などに学ぶ。代言免許を得て、栃木県栃木町で開業。二六年中に担当した民事事件は一七七件、うち一七四件に勝訴したと言ふ。
- 36 鈴木作内「宮城県士族」(明治一八年四月卒、免許：東京) } (a)(b)
- 37 武部其文「富山県平民」(明治一七年一月卒、免許：金沢) } (a)(b)
- 38 蓼原好規「高知県士族」(卒?、免許：高知) } (a)・⑧
- 萬延元年一二月、土佐国生れ。藩校に学び、明治七年に上京、共憤義塾で英学を修める(一二年帰郷)。立志社に加入し、一旦は小学教師となったが、一三年再び東遊し、茂松法学校に入る。一五年一月攻法学会、次いで明治法律学校に学び、一八年帰郷。代言免許を得て、高知市で開業。二二年四月奈良に移り、当地で「第一流の地位を占む」。勢和鉄道会社の法律顧問、九州炭坑会社の取締役など歴任。
- 39 弘末義路「高知県士族」(卒?、免許：高知) } (a)

- 40 穂積嘉一〔福島〕(卒?、免許…岐阜) ④
 福島生れ(年月日不明)。明治法律学校に学び、「学識家」と称される。大津組合代言人中、とりわけ「清廉潔白加ふるに親切懇情」であり、学術家・雄弁家・徳義家・義侠家・熱心家として世評が高いと言う。
- 41 丸山名政〔長野〕(卒?、免許…東京) ①①
 長野県生れ(年月日不明)。明治二五年長野県より、三六年東京市より衆議院議員、同年東京市助役、三八年辞職後、再び弁護士となる。
- 42 宮下一清〔長野県平民〕(明治一七年七月卒、免許…東京) ①(a)(b)
- 明治一九年一月代言免許(一八年度出願)
- 43 岩崎總(惣?)十郎〔宮城県士族〕(明治一六年三月卒、免許…仙台) ①(a)(b)
- 44 庄野弘毅〔福岡県士族〕(明治一七年一月卒、免許…千葉) ①(a)(b)・①(2)
- 安政六年二月一日、福岡県福岡市伊崎浦生れ。明治一九年一月代言免許取得後、同年二月には、判事試験補(長崎始審裁判所詰)となる。代言活動などの詳細は不明。
- 45 竹中鶴二郎〔不明〕(卒?、免許…大阪) ①①
 明治法律学校に学び、会社法の編著がある。自由党大阪事件では、弁護人の一人として参加し、その弁論は「真率直前偏ニ其熱心ノ情ノ溢ル、」ものと評されるが、欠席がちであったようである。
- 46 細江守均〔三重県士族〕(明治一八年四月卒、免許…東京) ①(a)(b)

明治一九年七月代言免許

47 井本常治「熊本県士族」(明治一九年五月卒、免許…東京) } (b)(c)・⑩⑬⑭

慶応元年一月二七日、八代藩士の子に生れる。明治一七年、明治法律学校に入り、在学中の成績は群を抜き、各科満点で卒業。明大を代表する偉才。漢学の素養にも富み「天資温厚にして而も其人格の崇高なること中央法曹界で稀に見る処」⑬⑭と評される。「日本弁護士協会録事」の編集を幹し、号は「鷹洲」⑩。

48 木下増蔵「鳥取」(明治一七年七月卒、免許…東京) } (b)・(2)

文久二年二月四日、鳥取県八頭郡河原町生れ。明治三十一年五月から、判事(高知地裁管内中村区裁判所)となる(2)。代言活動などの詳細は不明。

49 久保田與四郎「長野」(明治一九年卒、免許…東京) } (c)・③

文久三年一月、信濃國小縣郡生れ。一六才にして長野師範学校を畢て小学教員となる。一四年一月辞して、翌年慶応義塾に入るが、二年にして帰郷。のち再度上京して明治法律学校に学び、代言免許を得て、二〇年一月東京で開業。英船ノルマントン号事件の名誉回復訴訟において原告代言人となる。改進黨に所属し、二二年二月長野県会議員、のち衆議院議員。信濃倶楽部を創立して辻新次らと共に創立以来の幹事を勤める。

明治二〇年一月代言免許(一九年度出願)

50 伊藤真英「三重」(明治二一年六月卒、免許…東京) } (b)

51 糸永 昊「熊本」(明治一九年五月卒、免許…東京) } (b)

52 小野 寛「山梨」(明治二〇年一二月卒、免許…東京) } (b)・(1)

安政六年六月、山梨県中巨摩郡西野村生れ。代言免許をえた後に、卒業（文献(1)によれば明治二十一年一月）している。弁護士法施行後も弁護士登録したが、二七年三月からは、判事（弘前区裁判所）となる。代言活動などの詳細は不明。

53 橋本好正「東京」（明治一七年七月卒、免許・東京） } (b)

54 名和浅吉「岐阜」（明治二〇年一〇月卒、免許・東京） } (b)

55 松本織五郎「愛媛」（明治二二年卒？、免許・東京） } ⑧

文久三年八月、伊豫国三津浜生れ。藩儒宮原圭氏に学ぶ。明治九年大阪に出て師範学校に入り、一一年卒業後は小学教員となったが、一八年上京して明治法律学校に入る。一九年の代言試験において全国最優等及第。二一年春卒業し、神戸で代言業を開く。三百代言の悪弊の矯正に尽くしたと言う。支那人梁惠之阿片吸食事件・神戸税関監吏事件・ドイツ郵船ラインゴルド号事件などを担当。三二年五月神戸弁護士組合会長。

56 吉田恒吉（『長敬』）「大阪府士族」（明治一八年四月卒、免許・大阪） } (b)・①②⑧

慶応三年、加賀国大聖寺城下生れ。京都で、草場船山に漢学を学び、一六才にして東上、明治法律学校に入る。代言免許を得、大阪西区京町堀通において開業。自由党大阪事件では、大阪代言組合中最年少ながらも、天野政立の弁護を担当。本来は海上事件を得意とした。二七年四月、判事に任じられ、徳島地裁判事に補せられたが赴任せず、代言業を続けたと言う⑧。二六年大阪弁護士会長、日本海運業同盟会理事など歴任。

明治二〇年一二月代言免許

57 石田仁太郎「熊本」（明治二〇年一〇月卒、免許・東京） } (b)・⑥

- 熊本生れ（年月日不明）。濟々饗に学び、明治一八年上京して、明治法律学校に入る。二二年（？）代言試験に及第し、翌二二年八月、宇都宮で代言業を開く。刑事では幾多の冤枉嫌疑事件を、民事では桑島の冒認地取戻事件・日光ホテル訴訟などの弁護に当たる。
- 58 岡本直熊「鹿児島」（明治二〇年二月卒、免許・東京） } (b)
 木内傳之助「長野」（明治二〇年二月卒、免許・東京） } (c)
- 59 慶応三年（月日不明）生れ。長野師範から明治法律学校に学ぶ。東京弁護士会副会長。
- 60 工藤誠意「青森」（明治一八年二月卒、免許・東京） } (b)
 小竹祿（録？）之助「東京」（明治三二年卒、免許・東京） } (c)・③
- 61 文久二年七月、東京浅草下平右衛門町生れ。一四年泰東法律学校、一五年専修学校に転学（一七年卒）。一九年明治法律学校に入り、代言免許を得て、二二年一月には東京から浜松代言組合に移る。県下の銀行会社は概ね彼に訴訟を依頼、また顧問に招聘し、二二年市町村制や二三年旧民法について各地で講筵、また浜松・見付・掛塚・曳馬などの銀行会社において、法律講義を行なったと言う。日本形染(株)取締役、日本楽器製造(株)監査役、浜松盲学校長など歴任。
- 62 長谷川常太郎「山形」（明治二〇年一〇月卒、免許・東京） } (b)
 町井鐵之介「三重」（明治二〇年一〇月卒、免許・東京） } (b)・⑩⑪
- 63 元治元年一月二日、伊賀上野生れ。町井台水（義道、のち治）の家塾に入り、漢学を修める。本姓は小島、町井家の養嗣子となる。明治一六年一月上京して明治法律学校に入る。「悪き勸解も美しき裁判に優る」⑩を信条に、民事を得意とした。

- 64 安井（Ⅱ吉川）弥生三「兵庫」（明治一八年二月卒、免許・大阪） } (b)
 65 利光鶴松「大分」（明治一七年卒、免許・東京） } (c)

文久三年二月、大分生れ。岡山市東塾に学び、明治一四年上京、一六年明治法律学校に入る。代言業のかわら、東京市議員・衆議院議員（自由党）となる。四三年鬼怒川水力電氣を創業。また、大正一二年小田原急行鉄道、ついで東京山手電鉄・渋谷急行電鉄（のち合併して帝都電鉄）を創設して、社長となる。東京近郊の私鉄を代表的経営者として著名である。

明治二一年七月代言免許

- 66 池原勝三郎「愛知」（明治二一年六月卒、免許・東京） } (b)
 67 入江武一郎「岡山」（明治二一年六月卒、免許・東京） } (b)
 68 宮下定太（次？）郎「長野」（明治二〇年一二月卒、免許・東京） } (b)

明治二三年一月代言免許（二二年度出願）

- 69 加賀美 明「山梨」（明治二三年七月卒、免許・東京） } (1)(2)(3)

明治二二年六月二二日、山梨県南都留郡明見村生れ。二二年一〇月代言試験及第、三二年一二月から判事（浜松区裁判所）となる。代言活動などの詳細は不明。

- 70 三島龜四郎「広島」（明治二二年卒、免許・東京） } (8)

慶応三年九月三日、広島県備後生れ。儒者五弓久文に経史を学び、一九才にして東上し明治法律学校に学ぶ。

代言免許後、宮城浩藏の代言事務所に入る。二六年大阪に移る。最も著名な受任事件は、二九年山梨県人辻嘉一郎外の強盗殺人事件。他では、特に、米穀・株式取引事件に妙腕を揮ったと言う。

71 米田 實「奈良」(明治二二年卒、免許：東京) ｝(c)
 文久三年生れ。奈良市会議員。

明治二三年一二月代言免許

72 青木 洵「千葉」(明治二二年一二月卒、免許：東京) ｝(1)(2)

明治元年九月二日、千葉県長狭郡太梅大夫崎生れ。文献(1)(2)によれば、明治二二ないし二四年一二月代言試験及第とあるが、奥平「一覽表」の、二三年一二月免許取得者中に名が見出される。二七年三月から、判事(甲府区裁判所)となる。代言活動などの詳細は不明。

73 阿部 (||高後) 莊吉「山形」(明治二〇年一二月卒、免許：東京) ｝(b)

74 内田司馬彦「熊本」(明治二二年一二月卒、免許：東京) ｝(1)(2)(3)

明治三年一月二〇日、熊本県山本郡山本村生れ。二七年四月から、検事(佐賀区裁判所)となる。代言活動などの詳細は不明。

75 江間俊一「静岡」(明治二二年卒、免許：東京) ｝(12)(13)

静岡生れ(年月日不明)。「状貌魁偉にして豪傑の資あ」る「弁護士界第一流の人物」であり、「第二の星亨」と称せられたという。東京市会議長・衆議院議員など歴任。

76 小川浩行「鹿児島」(明治二二年六月卒、免許：東京) ｝(b)・(7)

慶応二年五月、広島県広島市生れ。父は広島藩の御徒組。明治二年二月、旧藩主設立の浅野学校に学ぶ。一四年六月広島県庁筆生となるが、法律学を志し、以後広島で代言人岡崎仁太郎・ついで河端守綱の食客、一七年末に東上して山巾道正の食客となる。一九年一月明治法律学校に入る。学僕、講義筆記など勤めつつ艱難辛苦を嘗めつつ苦学。代言免許を得、二四年六月広島へ帰る。

77 榎橋友次郎〔滋賀〕(明治二年七月卒、免許…京都) } (2)

慶応元年十一月五日、滋賀県野洲郡野洲町生れ。明治三年一月(?) 代言試験及第。三年一月から、判事(金沢地方裁判所)となる。代言活動などの詳細は不明。

78 高瀬包三〔徳島〕(明治二年六ないし七月卒、免許…東京) } (b)・(1) (2)

萬延元年九月六日、徳島県徳島市住吉島村生れ。明治二七年五月から、判事(大河原区裁判所)となる。代言活動などの詳細は不明。

79 藤田鉞太郎〔愛知〕(明治二〇年一二年卒、免許…名古屋) } (b)

80 堀口貞文(『文五郎〕〔群馬〕(明治二二年七月卒、免許…東京) } (1) (2)

文久二年三月四日、群馬県新田郡宝泉村生れ。明治三年一月(?) 代言免許、二七年一月から判事(山形区裁判所)となる。代言活動などの詳細は不明。

明治二五年一月代言免許(二四年度出願)

81 浅野豊太郎〔新潟〕(明治二二年九月卒、免許…高田) } (1) (2) (3)

明治二年九月二五日、新潟県中頸城郡大崎村生れ。明治二二年一〇月から、検事(青森区裁判所)となる。代

言活動などの詳細は不明。

82 秋山信太郎〔山梨〕（明治二十三年卒、免許・東京） ⑥

山梨生れ（年月日不明）。明治法律学校を了へ、代言免許を取得後、直ちに宇都宮で開業。弁舌が巧みで、刑事弁護を多く担当したらしい。

83 安藤兼吉〔岐阜〕（明治二十二年卒、免許・東京） ①(c)・⑦⑪

慶応二年、岐阜県海津郡海西村生れ。素封家佐久間国三郎の次男。安藤家の養嗣子となり、一八年、一九才にして中学卒業後直ちに東上し、慶應義塾などに学ぶ。一一才にして明治法律学校に入り、特別認可生となる。二二年一二月⑦（二三年⑪）卒業。二四年、判検事試験および代言試験ともに及第したが、代言人となる。一度も就官せず、「斯界の老將軍」⑩と評される。東京市議員・市会参事会員・区会議員など歴任。

84 石川甚作〔栃木〕（明治二十二年卒、免許・東京） ①(c)・⑪

文久三年五月、栃木生れ。その性格は「慎重にして大度あり」磊々かつ綿密で、民事事件において成功。政界では東京市議員、実業界では東京湾汽船・日本電線・富士石油など各社の取締役監査役を歴任。

85 大濱 隆（〔房太郎？〕〔京都〕（明治二十三年七月卒、免許・東京） ①(2)

明治元年一月五日、京都府天田郡福知山町生れ。明治二六年五月弁護士登録を経て、三二年一〇月判事（和歌山区裁判所）となる。代言活動などの詳細は不明。

86 岡本 宏〔京都〕（卒？、免許・東京） ⑦⑫⑬⑭

明治二年三月、京都府丹後国与謝郡宮津町生れ。生家は世々、本荘家の藩臣。二一年京都に出て京都法学校に学ぶが、同校の不整備を覚り、一二月に東上して明治法律学校に入る。二三才にして代言試験に及第、二五

年四月⑦より代言人となる。民事専門で、着実・真摯な「模範的状師」。「在野法曹界一方」〔非協会派のこと〕の重鎮として令名噴々⑫⑬⑭なりと言ふ。

87 小倉要吉〔千葉〕（明治三三年卒、免許・東京） ｝(c)

慶応二年五月生れ。横浜株式米穀取引所理事。

88 柏木（Ⅱ野口？）五百次郎〔三重〕（明治三三年七月卒、免許・東京） ｝(1)(2)(3)

明治元年九月九日、三重県津市大字西新町生れ。明治二六年五月弁護士登録を経て、二八年三月判事（高山区裁判所判事）となる。代言活動などの詳細は不明。

89 國崎 清〔宮崎〕（明治三二年二月卒、免許・東京） ｝(1)(2)

元治元年四月六日、宮崎県北諸縣郡都城町生れ。文献①②によれば、明治二四年一二月代言試験及第・代言免許とあるが、奥平「一覽表」の二五年一月代言免許取得者中に名が見出される。三一年三月から、判事（甲府区裁判所）となる。代言活動などの詳細は不明。

90 佐藤鐵六〔埼玉〕（明治三二年九月卒、免許・東京） ｝(1)(2)

明治二年一二月二七日、埼玉県大里郡熊谷町生れ。明治二四年一〇月(?)代言試験及第、三三年二月から判事（秋田区裁判所）となる。代言活動などの詳細は不明

91 菅藤伊蔵〔福島〕（明治三三年七月卒、免許・東京） ｝(1)(2)

慶応三年九月一〇日、福島県信夫郡笹谷村生れ。明治三五年六月から判事（盛岡区裁判所）となる。代言活動などの詳細は不明。

92 關 脩輔〔長野〕（明治三二年卒、免許・東京） ｝(c)・⑦

96

長谷川吉次「岐阜」(明治三十三年卒、免許・東京) } (c)

95

戸田慥(卓?) 爾「栃木」(明治三十三年卒、免許・浦和) } ⑥

旧宇都宮藩家老戸田香園の長子として生れる(年月日不明)。導民餐で漢学を修め、栃木県立中学に進むが、中退して明治法律学校に入る。代言免許を得て、埼玉県浦和町で開業、二六年宇都宮に戻る。平等に人に接し「当世平民流の好弁護士として評判高き」と言ふ。

94

田村弥吉(〓四郎作?) 「長崎」(明治三十三年七月卒、免許・東京) } (2)

慶應元年三月七日、長崎県南高来郡島原町生れ。明治二四年一月代言試験及第、代言免許取得後、二十六年五月弁護士名簿登録(長崎)を経て、大正一〇年五月から判事(鹿児島地方裁判所)となる。代言活動などの詳細は不明。

93

田原嘉十郎(〓竹内國敏) 「大分」(明治二四年卒、免許・東京) } (c)・⑧

明治二年八月、豊前宇佐郡四日市生れ。生家は世々豪農。豊前の斯文義塾・回国入津の涵養舎に学ぶ。東上して明治法律学校に入り、特別認可生となり、二四年最優等で卒業。二五年一月代言免許を得て、大井憲太郎の代言事務所(東京)に入る。七月大阪に移る。二八年より、姓名を竹内國敏と改める。「少壮弁護士中の白眉」と評される。

明治元年九月、長野県北佐久郡小諸町生れ。家は累々葉商賈業であったが、小学卒後、篠原一斎・角田勝威・中山真邦の家塾に学ぶ。明治二〇年二月東上し、明治法律学校に入る。二二年九月卒業後は、代言人法学士渋谷慥爾に就いて法律事務を實習。代言免許を得て、しばらくは小笠原久吉と合同して代言営業するが、数年後に独立。

慶応二年二月八日生れ。東京市(府) 會議員、王子電軌取締役。
平井恒之助「神奈川」(明治三年卒、免許・東京) } (c)・⑦

慶応三年二月三日、相州小田原生れ。静岡の名和謙次に漢学を、明治一七年横浜英和学校で英学を学ぶ。ついで、二〇年明治法律学校に入る。二二年、卒業後改進黨に入り信越奥羽各地を巡遊、二三年秋の代言試験に及第し、二四年(?)より代言人となる。二五年横浜築港工事に絡むセメント購入疑惑で、築港局長たる神奈川県知事内海忠勝を相手に訴訟を提起したことで知られる。二七年、三二才にして東京弁護士会常議員となる。

98 福原義三太「熊本」(明治二一年六月卒、免許・東京) } (b)
99 前澤由次郎「長野」(明治一七年卒、免許・東京) } (c)

安政二年九月二九日静岡生れ。明治一三年頃上京。代言業務は長野県飯田で開業し、明治末年に長野県弁護士会副会長となる。三〇年に伊那銀行を設立、三五年には専務取締役兼頭取に就任する。

100 望月長夫「滋賀」(卒?、免許・東京) } ④

滋賀県甲賀郡三雲村生れ(年月日不明)。学務課長の抜擢により滋賀県師範学校に入学するが、家政上の都合で中途にしてやむなく帰郷。しかし、東上の機会に恵まれて明治法律学校に学び、卒業(?)。東京で代言免許を得て帰郷し、大津白玉町で開業する。

101 吉井盤太郎「岡山」(明治一五年一〇月卒、免許・東京) } (b)

102 吉田萬亀之助「岩手」(明治二〇年一〇月卒、免許・栃木) } (b)

103 廣江(瀬?)「幸吉」(明治二二年卒せず、免許・東京) } (c)・⑦

慶応元年、新潟県三島郡大島村生れ。明治一五年一月明治義塾に入り、一八年七月に卒業するが、さらに二

104 〇年三月明治法律学校に入る。二四年一二月の代言人試験に及第。しばしば疑獄事件を担当。人物は「清廉高潔にして博愛慈仁深く浮華輕佻の風を戒む」と言う。新潟弁護士組合常議員。

和田啓蔵〔大阪〕(明治三年七月卒、免許・東京) ①④

明治二年五月二五日、大阪府堺市少林寺町生れ。三二年五月から判事(高岡区裁判所)となる。代言活動などの詳細は不明。

明治二六年一月代言免許(二五年度出願)

105 藍澤惟熙〔新潟〕(明治三年一〇月卒、免許・東京) ①②

文久元年一月七日、新潟県刈羽郡南(北?)條村生れ。明治二六年二月(?)代言免許、三〇年一月から判事(秋田区裁判所)となる。代言活動などの詳細は不明

106 伊藤武壽〔福島〕(明治三年七月卒、免許・東京) ④

明治元年一月一日、福島県安達郡二本松町生れ。明治二六年二月(?)代言免許。明治二六年五月の弁護士登録も東京であるが、二九年東京弁護士会を退会している(『東京弁護士会史』)。三六年三月福島弁護士会副会長、四四年九月同会長、三六年九月福島県会議員など歴任。大正一四年五月に弁護士名簿の登録を取消して、公証人となり、昭和六年から、福島地裁管内公証人会会会長を勤めた。

107 乾 吉治郎〔大阪〕(明治三二ないし三三年卒、免許・大阪) ①(c)⑧

慶応三年一二月二三日、河内国中河内郡大江村生れ。明治一五年大阪中学に入るが、一八年退学。翌年東上して明治法律学校に入学、特別認可生となり、二三年七月卒業。同年九月司法省司法事務見習(判任待遇)で

大阪地裁詰を命じられるが、在職僅か二ヶ月で辞任する。代言免許を得て、二六年一月大阪で開業。受任事件の中で、雑誌二六世紀発行禁止事件が著名である。

108 押山長吉「栃木」(明治二五年卒、免許・東京) ⑥⑦

明治四年(?)、栃木県下都賀郡吹上村生れ。明治一九年、東都に出て、小舟小永井に漢学を、東京英語学校で英学を、明治普通学校で普通学を学ぶ。次いで明治法律学校の特別認可生となり、二五年八月卒業。二六年二月(?)代言免許を得て、四月栃木町で開業する。「謹直と義侠とに依り依頼人非常に多」⑥⑦しと言う。三五年八月二八日からは、福岡弁護士会会員となる(『福岡県弁護士会史』上巻、平成二年)。

109 小島重太郎「東京」(明治二三年卒、免許・東京) ⑩

東京向島寺島村生れ(年月日不明)。小学教員を辞し、因幡藩老儒佐善元立に漢籍、次いで文学博士島田重禮の門に入る。その後、明治法律学校に学び、二三年卒業。代言免許を得て、岸本辰雄の事務所で訴訟事務を執る。

110 關口吾一郎「栃木」(卒?、免許・宇都宮) ⑥⑬⑭

栃木県安蘇郡永室村生れ(年月日不明)。和仏法律学校・東京法学院・明治法律学校、東京専門学校研究科に学ぶ。代言免許を得るや、直ちに宇都宮で開業。明治二八年県会議員、次いで参事会員となる。改進黨に所属し、田中正造の選挙応援にも尽力したようである⑥。

111 中野福三郎「島根」(明治二二年六月卒、免許・静岡) ⑤(b)

明治元年六月島根県石見国安濃郡太田村生れ。明治一九年明治法律学校に入り、二三年(?)卒業後、静岡市の千阪公証人役場で法律事務に携わる。二九年静岡地裁検事、のち和歌山地裁に転じたが、三三年再び静岡に戻り、弁護士事務を執る。四三年より市会議員(中尾栄次郎著『静岡県紳士録』大正五年、静岡栄一刊)。

2

鹽入太輔〔長野〕（明治一八年卒） 〔c〕・⑭

文久元年六月生れ。論文(c)によれば、判事（川越）を経て弁護士とある。代言免許は、明治二三年一二月に

ある。
 新・前掲『帝国弁護士法付属令 付・帝国弁護士録』から、油井は、弁護士法施行後に弁護士登録したようである。

1

油井守郎〔宮城〕（明治一七年七月卒） 〔b〕

論文(b)によれば、明治二二年現在代言人とある。しかし、奥平「一覽表」で代言免許取得年を確認しえない。

弁護士法施行後の明治二六年六月二五日現在の弁護士名簿には、高知弁護士会員として登録されている（磯野

新・前掲『帝国弁護士法付属令 付・帝国弁護士録』から、油井は、弁護士法施行後に弁護士登録したようである。

補注

六年五月弁護士名簿登録を経て、三二年一月から判事（宇都宮区裁判所）となる。

112

堀 確太郎〔埼玉〕（明治二五年七月卒、免許・浦和） 〔⑦〕・(1)(2)

論文(b)によれば、中野は、明治二四年現在代言人とあるが、当時はまだ代言免許を取得していない。また、右の『静岡県紳士録』によれば、明治二六年静岡地裁で行なわれた第一回弁護士試験における唯一の及第者であると言うが、奥平「一覽表」では、明治二六年一月の代言免許取得者（静岡）として中野福太郎（福三郎の誤植）の名が見える。ここでは、一応、奥平「一覽表」に依って置く。

明治元年三月一八日、埼玉県大里郡吉見村生れ。累代農業。同郷の富豪で前貴族院議員の根岸武香の援助を

得て、明治二二年九月明治法律学校に入る。二五年七月卒業、同年一二月代言試験に及第する。二六年二月代

言免許(1)(2)。「頗る健訟の風を厭い成るべき司直の裁定を仰がざることを主として解訟を謀れり」⑦と言う。二

東京で取得しているが、後掲の内藤毎輔や岩佐齋吉と同様に、判事検事登用試験にも及第したため、代言営業せずに、司法官試補となつたのであろうか（文献⑩には、履歴の記述を欠いている）。弁護士法施行後の弁護士名簿（明治二十六年）には、東京弁護士会員に登録されている。

3 関田嘉七郎「栃木」（明治一八年卒） ｝(c)

論文(c)によれば、慶応三年生れ、明治一八年明治法律学校卒業。その後、足利瓦斯株式会社社長・足利織物組合組合長・県会議員・衆議院議員などを歴任した弁護士とあるが、奥平「一覽表」で代言免許取得年を確認できず、また前掲・明治二十六年六月現在の弁護士名簿でも名を見出しえない。

4 落合清三郎「埼玉」（明治二〇年四月卒） ｝(2)

文献(2)によれば、文久三年七月一三日、埼玉県北埼玉郡村君村生れ。明治二十三年一月代言人試験合格、二十六年五月弁護士名簿登録（東京）とある。奥平「一覽表」では代言免許取得年を確認しえない。二十七年四月からは判事（盤井区裁判所）となる。

5 佐藤浩三郎「山形」（明治二二年六月卒） ｝(b)

論文(b)によれば、明治二四年現在代言人（京橋区鎗屋町一三番地宮城代言事務所）、二七年現在弁護士とあるが、奥平「一覽表」で確認できない。前掲の明治二十六年六月現在の弁護士名簿、あるいは同年七月一五日現在の東京弁護士会員名簿（安達元之助編著『東京弁護士会史』東京弁護士会事務所、一九三五年、七八一〜六頁）でも浩三郎の名を見出しえない。

6 磯田糸三郎「奈良」（明治二十三年七月卒） ｝(8)

文献⑧によれば、明治二年五月、大和国吉野郡吉野村生れ。生家は米田氏、幼にして磯田家に養われる。二

○才で東上し、明治法律学校に学ぶ。二三年七月に卒業したのち、二四年の代言試験に及第し、二五年一月より奈良地裁所属の登録を受けたと言う。しかし、奥平「一覽表」で確認しえない。前掲・明治二六年六月現在の弁護士名簿でも、奈良弁護士会員として、磯田和蔵(衆三郎の養父)と磯田復蔵(和蔵の弟)の名が見出されるにすぎない、四五年七月三〇日現在の弁護士名簿には奈良弁護士会員として、磯田復蔵とともに磯田衆三郎の名が見られる。したがって衆三郎が二五年代言免許を取得したという文献⑧の記述は誤りであつて、明治二六年以降に弁護士登録したと推測してよいであらう。

7 内藤每輔「山口」(明治二三年七月卒) 〔1〕

明治二四年一〇月の代言人試験に及第し、翌二五年一月に代言免許を取得したが代言営業はしていない。代言試験と同時に、二四年一二月の判事検事登用試験にも及第し、司法官試補(大分区裁判所詰)となっている。

8 牧野襄一「新潟」(明治二三年九月卒) 〔1〕〔2〕

文献①〔2〕によれば、慶應三年七(九?)月一八(一九?)日、新潟県南佐渡郡相川町生れ。明治二三年一月代言免許、二六年五月弁護士名簿登録(東京)とあるが、奥平「一覽表」では代言免許取得年を確認しえない。三一年一二月からは判事(洲本区裁判所)となる。

9 佐々木栄治「山口」(明治二四年七月卒) 〔1〕

文献①によれば、明治元年九月一八日、山口県吉敷郡矢原朝田村生れ。明治二四年一二月代言試験及第、二六年五月弁護士名簿登録とあるが、奥平「一覽表」では代言免許取得年を確認しえない。二八年四月からは判事(尾道区裁判所)となる。

10 芥川辰次郎「三重」(明治二五年卒) 〔c〕

論文(c)によれば、慶応二年生れ。高崎弁護士会長、高崎市教育会副会長、高崎板紙、高崎新聞・雑誌株式会
社監査役を歴任した弁護士とあるが、奥平「一覽表」で代言免許取得年を確認できない。芥川順治という名が、
明治二五年一月免許取得者中（於…東京）に見出されるが、辰次郎と同一人物かどうか不明である。

11 岩佐齋吉「？」（卒？）

明治一八年八月に代言免許を取得（於…東京）しているが、同年同月に実施された第一回判事登用試験にも
合格（三名中の一人）したため、代言営業することなく、広島始審裁判所詰御用掛となり、一年後判事補となっ
た。二二年死去。